



平成 25 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社学究社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 河端 真一  
(コード番号：9769)  
問合せ先 専務執行役兼管理本部長 平井 芳明  
(電話：03-6300-5311)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 38 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 目的の追加・変更

当社は、平成 24 年 5 月に「アサヒ進学指導センター」(現 ena 家庭教師センター)の教育事業に関する事業譲受けを行い、平成 25 年 4 月から新規事業として託児・幼児教育事業である「ena ほいく教室」を開始いたしました。これに伴い、現行定款第 2 条(目的)に追加するものであります。

また、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条(目的)の変更を行うものであります。

##### (2) 取締役会の書面決議の導入

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面等による同意により取締役会の決議があったとみなすことができるよう、定款第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するとともに、現行定款第 26 条(変更案では第 27 条)(取締役会の議事録)第 2 項の新設を行うものであります。

##### (3) 用語・体裁等の変更

社内規程の表記の統一に合わせて「取締役規則」「取締役会規則」等の表記を「取締役会規程」等へ、「株式取扱規定」の表記を「株式取扱規則」へ、「取締役会長」の表記を「取締役会議長」へ変更語句等の修正を行うとともに、社内規程との整合性のための変更、用語や体裁について変更を行うものであります。

##### (4) その他、条文新設に伴い必要となる条文の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

以 上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<u>第1条 (商 号)</u>	<u>(商 号)</u>
(条文省略)	<u>第1条</u> (現行どおり)
<u>第2条 (目 的)</u>	<u>(目 的)</u>
(条文省略)	<u>第2条</u> (現行どおり)
<u>1. 進学教室の経営</u>	<u>(1) 進学教室の経営</u>
<u>2. 書籍の出版、録音テープおよび録画テープの製</u>	<u>(2) 書籍の出版、音声コンテンツ・映像コンテンツ</u>
<u>作ならびにそれらの販売</u>	<u>及びビデオその他映像著作物の製作並びにそれらの販</u>
	<u>売・レンタル業務</u>
<u>3. 教養、趣味、実益および健康増進などに関する</u>	<u>(3) 教養、趣味、実益及び健康増進などに関する講</u>
<u>講座ならびに通信教育の実施による文化教育事業</u>	<u>座並びに通信教育の実施による文化教育事業</u>
<u>4. 不動産の売買、斡旋、賃貸借および管理</u>	<u>(4) 不動産の売買、斡旋、賃貸借及び管理</u>
<u>5. 入浴・食事介助等の在宅介護事業および人材育</u>	<u>(5) 入浴・食事介助等の在宅介護事業及び人材育成</u>
<u>成のための教育事業</u>	<u>のための教育事業</u>
	<u>(6) 家庭訪問による学習指導業務及び講師派遣業務</u>
	<u>(7) 託児事業及び幼児教育事業</u>
	<u>(8) 前各号に附帯する一切の業務</u>
	<u>(本店の所在地)</u>
<u>第3条 (本店の所在地)</u>	<u>第3条</u> (現行どおり)
(条文省略)	<u>(機関の設置)</u>
<u>第4条 (機関の設置)</u>	<u>第4条</u> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の
当社は、株主総会および取締役のほか、次の	機関を置く。
機関を置く。	(1) (現行どおり)
(1) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(2) (条文省略)	(3) (現行どおり)
(3) (条文省略)	<u>(公告の方法)</u>
<u>第5条 (公告の方法)</u>	<u>第5条</u> 当社の公告は、電子公告により、これを行
当社の公告は、電子公告により、これを行	う。なお、やむを得ない事由により、電子公
う。尚、やむを得ない事由により、電子公	告できない場合は、日本経済新聞に掲載する
告できない場合は、日本経済新聞に掲載する	方法により行う。
方法により行う。	
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>第6条 (発行可能株式総数)</u>	<u>(発行可能株式総数)</u>
(条文省略)	<u>第6条</u> (現行どおり)
<u>第7条 (自己株式の取得)</u>	<u>(自己株式の取得)</u>
当社は、会社法第165条第2項の規定により、市場において行う取引または金融商品	<u>第7条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、市場において行う取引又は金融商品取引
取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により当社の株式を取得すること	法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により当社の株式を取得することを取
を取締役の決議によって定めることができる。	締役会の決議によって定めることができる。
る。	
<u>第8条 (単元株式数)</u>	<u>(単元株式数)</u>
(条文省略)	<u>第8条</u> (現行どおり)
<u>第9条 (単元未満株式についての権利)</u>	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
(条文省略)	<u>第9条</u> (現行どおり)
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て
ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) (条文省略)	(4) (現行どおり)

<p><u>第10条 (単元未満株式の買増)</u> 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p><u>第11条 (株主名簿管理人)</u> (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役がこれを定め、これを公告する。</p> <p><u>第12条 (株式取扱規則)</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等に関しては、法令または本定款のほか、執行役社長が定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p><u>第13条 (招 集)</u> (条文省略)</p> <p><u>第14条 (定時株主総会の基準日)</u> (条文省略) 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p><u>第15条 (招集権者および議長)</u> (条文省略) 2. (条文省略)</p> <p><u>第16条 (決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. (条文省略)</p> <p><u>第17条 (議決権の代理行使)</u> (条文省略) 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>第18条 (議事録)</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第19条 (取締役の員数)</u> (条文省略)</p> <p><u>第20条 (選任方法)</u> (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役がこれを定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり) 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり) 2. (現行どおり) (決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. (現行どおり) (議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> (現行どおり) 2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり) (選任方法)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p>
--	--

<p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p><u>第21条 (任期)</u> (条文省略)</p> <p><u>第22条 (取締役会長)</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定する。</p> <p><u>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、またはこれを招集することができる。</p> <p><u>第24条 (取締役会の招集通知)</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第25条 (取締役会の決議)</u> (条文省略) (新設)</p> <p><u>第26条 (取締役会の議事録)</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役が記名押印または電子署名する。 (新設)</p> <p><u>第27条 (取締役規則)</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p><u>第28条 (報酬等)</u> (条文省略)</p> <p><u>第29条 (相談役および顧問の委嘱)</u> (条文省略)</p>	<p>2__ (現行どおり)</p> <p>3__ (現行どおり)</p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第21条 (現行どおり)</u> (取締役会議長)</p> <p><u>第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役会議長を選定する。</u> (取締役会の招集権者)</p> <p><u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。</u></p> <p>2__ <u>取締役会議長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</u></p> <p>3__ (現行どおり)</p> <p>4__ <u>第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、又はこれを招集することができる。</u> (取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2__ (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議)</u></p> <p><u>第25条 (現行どおり)</u> (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役が記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>2__ <u>前条により、取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名等会社法施行規則第101条第4項第1号で定める事項を議事録に記載又は記録する。</u> (取締役会規程)</p> <p><u>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (報酬等)</p> <p><u>第29条 (現行どおり)</u> (相談役及び顧問の委嘱)</p> <p><u>第30条 (現行どおり)</u></p>
---	---

## 第5章 委員会

### 第30条 (各種委員会の設置)

当会社には、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。

### 第31条 (各委員会の委員の選任)

(条文省略)

### 第32条 (各委員会の委員長)

(条文省略)

### 第33条 (各委員会の権限)

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。

2. 監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

3. 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。

### 第34条 (各委員会の招集権者および議長)

(条文省略)

2. (条文省略)

### 第35条 (各委員会の招集通知)

各委員会の招集通知は、各委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

### 第36条 (各委員会の決議方法)

(条文省略)

### 第37条 (各委員会の議事録)

各委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した委員がこれに署名し、もしくは記名押印し、または法令の定めるこれらに代わる措置をとることを要する。

### 第38条 (各委員会規則)

各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか各委員会が定める委員会規則による。

## 第6章 執行役

### 第39条 (執行役の員数)

(条文省略)

### 第40条 (執行役の選任)

(条文省略)

2. (条文省略)

### 第41条 (執行役の任期)

(条文省略)

### 第42条 (役付執行役)

(条文省略)

2. 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定める

## 第5章 委員会

### (各種委員会の設置)

第31条 当会社には、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。

### (各委員会の委員の選任)

第32条 (現行どおり)

### (各委員会の委員長)

第33条 (現行どおり)

### (各委員会の権限)

第34条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2. 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

3. 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。

### (各委員会の招集権者及び議長)

第35条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

### (各委員会の招集通知)

第36条 各委員会の招集通知は、各委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

### (各委員会の決議方法)

第37条 (現行どおり)

### (各委員会の議事録)

第38条 各委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した委員がこれに署名し、もしくは記名押印し、又は法令の定めるこれらに代わる措置をとることを要する。

### (各委員会規則)

第39条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会が定めるもののほか各委員会が定める委員会規則による。

## 第6章 執行役

### (執行役の員数)

第40条 (現行どおり)

### (執行役の選任)

第41条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

### (執行役の任期)

第42条 (現行どおり)

### (役付執行役)

第43条 (現行どおり)

2. 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定める

<p>る事項を定めることができる。</p> <p><u>第 43 条 (執行役の権限)</u> 執行役は、会社法第 416 条第 4 項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた業務の執行の決定ならびに業務の執行を行う。</p> <p><u>第 44 条 (執行役の報酬等)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 45 条 (執行役の責任免除)</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p><u>第 46 条 (会計監査人の員数)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 47 条 (会計監査人の選任)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 48 条 (会計監査人の任期)</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第 49 条 (会計監査人の報酬等)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 50 条 (会計監査人の責任免除)</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、3,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p><u>第 51 条 (事業年度)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 52 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 53 条 (剰余金の配当の基準日)</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第 54 条 (配当金の除斥期間)</u> (条文省略)</p>	<p>ことができる。</p> <p><u>(執行役の権限)</u></p> <p><u>第 44 条</u> 執行役は、会社法第 416 条第 4 項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた業務の執行の決定及び業務の執行を行う。</p> <p><u>(執行役の報酬等)</u></p> <p><u>第 45 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p><u>第 46 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の員数)</u></p> <p><u>第 47 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第 48 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第 49 条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 50 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第 51 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく限度額は、3,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第 52 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第 53 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 54 条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第 55 条</u> (現行どおり)</p>
---	--

以上